

## 一般県道西金野井春日部線（新川工区）

### 「事業概要及び用地測量説明会」における主な質疑応答の結果

#### 1 事業計画に関すること

Q：春日部市が下柳16号南側地区における都市計画法34条12号区域を令和8年4月で廃止することは知っているのか。県の買収が進まないと手続きが進まない。

A：34条12号区域廃止の件は春日部市から聞いている。今後、用地測量や物件調査に御協力いただきながら、個別に御要望を伺う。

Q：この工区は過去何回も測量に入っている。今回の測量で事業が進んでいくのか。

A：過去には、道路の拡幅事業で用地測量を行った。

今回は引き続き、道路の拡幅事業とともに、新川橋の架換えのための用地測量を行い、事業を進めていく。

Q：スケジュール案とはどういうことか。

A：今回の説明会をもって用地測量に着手する。その後、用地に御協力いただきながら、工事に必要な土地がある程度確保できた段階で工事に着手し、約10年での完成を目標としている。用地取得や工事の進捗により、前後する場合があるため、「案」としている。

Q：工事に伴う影響がどれくらいなのか説明が不足していて不安である。

A：工事については、今後の進捗に合わせて適切な時期にお知らせや御説明をする。今回は用地測量や用地取得に御協力いただくため、事業予定地又はその隣接地の方々を対象に、事業概要と用地測量を中心とした説明としている。

#### 2 道路計画に関すること

Q：橋の工事にあたり、完成後の道路の状況を教えて欲しい。

A：新川橋の高さが上がることに伴い、交差する市道については一定の勾配ですりつける。その際に沿道の民地との高低差が生じる箇所についても、すりつけ等で車両の乗入れを確保する。

Q： 工事中の迂回路の状況を教えて欲しい。

A： 現在の新川橋を撤去して新しい橋を架換える際に、県道としての交通機能を確保する為、南側に仮設の橋を施工する。工事中は北側の市道から仮設の橋へのアクセスはできなくなる為、通行止めとさせていただきます。

Q： 中川の改修に合わせて橋が高くなるとのことだが、どれくらい高くなるのか。

A： 中川の左岸側の県道と宅地との高低差は最大で約 40cm である。右岸側については約 170cm と高低差が著しい為、側道を整備して県道にアクセスできるよう計画している。

Q： 現況の道路に対して、拡幅される道路は左右均等に広がるのか。

A： 直線区間は左右均等に広がる。曲線区間は車道幅員が広がる為、左右均等にならない区間もある。

Q： 側道の幅員を教えてください。また出入口専用の側道か。

A： 両側共に 6 メートルの計画である。また側道は、沿道にお住いの方の車両の出入りを確保する為に整備する。

Q： 整備される側道は中川沿いの市道と繋がらないのであれば、路上駐車等が頻発するのではないかと。

A： 行き止まりの道路となるので、個人的な車両の駐車の為に道路を利用されることがあれば、看板の明示等で対応していく。

Q： なぜ中川の川幅は左岸側よりも右岸側に広がっているのか。

A： 水の流れをスムーズにするよう川の曲がり方を決めている。このため、左右で拡幅の長さが異なる。

Q： 川幅はどれくらい広がるのか、また、高低差はどれくらいか。

A： 川幅は右岸側で約 20m、左岸側で約 5m 広がる。橋のたもとの高低差は右岸側では 1.7m 左岸側では 1.5m 程高くなる。

### 3 用地補償について

Q：道路予定地と建物との離隔はどれくらいと考えればよいか。

A：個別の審査等で判断されることが前提であるが、一般的に隣地境界線から 50cm 以内は建築できないとされている。

Q：買収地及び借地に物件等がある場合、その撤去は県で行うのか。

A：物件の撤去は地権者で対応していただき、県は金銭で補償する。補償額は、用地測量完了後の物件調査で積算する。

#### **【その他】**

Q：下水道の整備をして欲しい。

A：県から春日部市に御要望を伝える。